

=2026年度 地域別最低賃金額改定のポイント=

2026年度の地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会から引上げ額の目安が示されました。その後、各地方最低賃金審議会から具体的な改定額が答申され、各都道府県労働局長による正式な決定を経て、令和8年10月1日以降、地域ごとに順次適用される予定です。

引上げ額の目安

ランク	引き上げ額	都道府県
A	54円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	56円	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	56円	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,176円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は55円(昨年度は66円)となります。また、引上げ率に換算すると4.9%(昨年度は6.3%)となります。

地方審議会答申後の最低賃金額(一部抜粋) ※2026/8/18時点

各都道府県の最低賃金について、答申された金額を一部抜粋してご紹介します。

都道府県	2026年度 答申額	2025年度 最低賃金額	引上げ額	発行 予定日	都道府県	改定後	令和7年度 最低賃金額	引上げ額	発行 予定日
北海道	1,131円	1,075円	56円	10月1日	愛知県	1,195円	1,140円	55円	10月1日
宮城県	1,098円	1,038円	60円	10月1日	滋賀県	1,136円	1,080円	56円	10月3日
埼玉県	1,196円	1,141円	55円	10月1日	奈良県	1,107円	1,051円	56円	10月4日
東京都	1,280円	1,226円	54円	10月1日	大阪府	1,231円	1,177円	54円	10月1日
神奈川県	1,279円	1,225円	54円	10月1日	兵庫県	1,172円	1,116円	56円	10月1日

2026年度の最低賃金は、各都道府県で大幅な引上げが見込まれており、今後、地域ごとに正式な金額が決定されます。改定後の最低賃金を確認するとともに、必要に応じて賃金や求人条件の見直しを進めることが重要になります。

=求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策が義務化=

2026年10月から、企業の採用活動における就活ハラスメント防止措置が義務化されることとなり、求職者へのセクシュアルハラスメント等を防止するため、面接担当者への周知・研修や相談体制の整備、採用活動に関するルールの明確化などが求められます。面接時の質問内容や対応方法を事前に整理し、適切な採用選考を行うための体制を整えておくことが重要になります。

就活セクハラとは
どのようなハラス
メントですか？

①

2026年10月から、企業は求職者等に対するセクシュアルハラスメント防止措置を講じることが義務付けられます。就活セクハラとは、「事業主が雇用する労働者による性的な言動により求職者等の求職活動等が阻害されるもの」とされ、ここでいう「性的な言動」には、性的な事実関係を尋ねること、性的な内容の情報を意図的に流布すること、性的な関係を強要すること、必要なく身体に触ることなどが含まれます。また、同性に対する行為も対象となるほか、相手の性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、該当することがあります。



②

面接以外の場面
でも就活セクハラ
に該当しますか？



③

求職活動等には採用面接だけでなく、就職説明会、企業訪問、インターンシップ、教育実習、看護実習等の受講のほか、SNS等のオンラインを介したものとオンライン上で行われるものも含まれるとされており、オンライン面談やSNSでのやり取りも対象となります。

例えば、インターンシップ中に性的な冗談やからかいを繰り返すことや、執拗に私的な食事へ誘うこと、企業訪問時に性的な関係を求めることなどは、求職活動

等を阻害する行為の例として示されています。

④

企業にはどのよう
な対応が求め
られますか？



⑤

厚生労働省は、企業に対して、求職活動等におけるセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針や、求職活動等に関するルールをあらかじめ明確化し、管理監督者を含む労働者及び求職者等に周知・啓発することを求めています。

また、相談窓口を設置し、相談があった場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、被害者への配慮や再発防止措置を行うことも必要とされています。

⑥

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872

大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル6階

発行責任者: 社会保険労務士 岩田 健

執筆担当者: 労務チーム 谷田 直樹

TEL: 06-6868-1177

FAX: 06-6862-4662

Mail: kcr@nkgr.co.jp



←バックナンバーはこちら
からご覧いただけます

作成日: 2026.8.13



イラスト協力: WANPUG

「ビタミンM」の内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと、および誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いませんのでご了承ください。また「ビタミンM」の内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時点での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kcr@nkgr.co.jp」に<事業所名・お名前・メール配信希望>をご記入の上、メールをお送りください。